

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
2年－7 (2.2.19)	子育て・人財	保育関係者の早急な処遇改善について ▶陳情理由 鳥取県では少子化が進行する中でも、乳児から保育施設に預けて働く入所希望者は増えている。鳥取県内の保育施設では保育士不足の深刻さは慢性化し、保育に大きな影響も出ている。県内保育士の有効求人倍率は前年同期比0.78%増の3.42倍で、保育士獲得競争は激化する中、現職保育士の74.2%は離職を希望する「退職予備群」という意識調査結果も出ている。 保育士確保ができないことから、0歳児の定員枠を減らして対応。特に年度の途中で0・1歳児の入所希望に応えることができず待機児童として入所待ちか育休の延長。1歳児と3歳児の受け持ち人数が、改善された保育士配置で保育ができないために、国基準で行わざるを得ず、保育環境の厳しさは増大。また、保育者の中途退職者や育児休業者が出たときに、保育士補充ができず、支援員などの無資格者の活用で補っている実態があり、子どもの命を守るための安心・安全が確保されず、保育の質的低下は進行しているのが現状である。 保育士は保育・幼児教育・子育てのスペシャリストである。生活できる賃金と働き続けられる労働環境が整わなければ、日々学びながら専門性を発揮し働き続けることはできない。 鳥取県では、全国に先駆けて保育士配置の改善を行ってきた経緯もあり、早急に保育関係者の処遇改善を図るために、単県補助事業の実施を求め陳情する。	鳥取の保育を考える会	不採択 (2.3.24)
		本会議(R2. 3.24)委員長報告 会議録暫定版 保育士の配置基準のうち4・5歳児については、国の子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の向上」の中に、30対1から25対1への改善が盛り込まれているものの、公定価格には反映されておらず、実施主体である県内の市町村から同意を得られていないこと。 また、保育士、保育教諭の処遇については、子ども・子育て支援新制度の開始前と比べて、国において処遇改善が図られていること。本県においても、県単独加配職員の補助単価を引き上げており、県としては、加配保育士も含めて、処遇改善を実施できるように予算措置を講じていること。 そして、放課後児童支援員についても、国において運営費補助単価が年々引き上げられるなど、処遇改善が図られつつあること。本県としても、資格を持つ支援員に賃金加算を実施できるよう県単独の予算措置を講じていることから、不採択と決定をいたしました。		

福祉生活病院常任委員会・陳情

		▶陳情事項 1 鳥取県の4・5歳児に係る保育士の配置基準について、一人の保育士が受け持つ子どもの人数を72年前からの30対1ではなく、20対1に改善すること。 2 保育関係職員・保育教諭・放課後児童クラブ支援員などの賃金を引き上げるため、鳥取県において、県独自の補助事業を創設し、保育士確保のための下支えをすること。		
--	--	---	--	--